千葉市健康危機管理対策本部等設置要綱

（設置）

第１条　多数の市民の生命や健康を脅かす危機的な事態が発生した際に健康被害の拡大防止を図るため、「千葉市健康危機管理基本指針（以下「基本指針」という。）」において規定した健康危機レベルに合わせた対策の体制をとるため、基本指針に基づき、次の組織を設置する。

（１）健康危機レベル２の事案発生時は、保健福祉局が一体となって対策を講じるため、千葉市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

（２）健康危機レベル３の事案発生時は、全庁が一体となって対策を講じるため、千葉市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）健康危機　　食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物・劇物、その他何らかの原因（千葉市環境基本条例（平成６年千葉市条例第４３号）第２条第３号に規定する「公害」を除く。）により、市民の生命や健康を脅かす突発的な事態が大規模あるいは広域的に発生する場合をいう。

（２）健康危機管理　　健康危機に関する原因究明、健康被害の発生及び拡大防止等の業務をいう。

（３）健康危機情報　　健康危機に関する情報をいう。

（４）健康危機レベル　健康危機事例による健康被害の程度等に応じて段階的な対策を実施するため、基本指針において健康被害の原因ごとに定めた３段階のレベルをいう。

（所掌事務）

第３条　警戒本部及び対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）健康危機情報の共有化

（２）健康被害の拡大防止に必要な対策の検討

（３）その他健康危機管理に関し必要な事項の調査検討

（警戒本部の組織）

第４条　警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって組織する。

２　警戒本部長は、保健福祉局長をもって充てる。

３　警戒本部長は、会務を統括する。

４　警戒副本部長は、保健医療統括監及び保健福祉局次長の職にある者をもって充てる。

５　警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　警戒本部員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

７　前項に掲げる者のほか、必要に応じ、警戒本部長が指名する者を警戒本部員とすることができる。

８　警戒本部には、健康被害の拡大防止等に必要な対策及び活動を行うため、健康危機対策班（以下「対策班」という）を設置する。対策班の組織体制及び所掌する業務等については、別表２に掲げる健康危機の原因ごとの対策班活動要領に定める。

（警戒本部員会議）

第５条　警戒本部の会議は、必要に応じ警戒本部長が招集し、その議長となる。

２　警戒本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

３　警戒本部長は、警戒本部員が会議に出席できないときは、警戒本部員の指名する者を代理として会議に出席させることができる。

（対策本部の組織）

第６条　対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって組織する。

２　対策本部長は、市長をもって充てる。

３　対策本部長は、会務を統括する。

４　対策副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

５　対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　対策本部員は、別表３に掲げる職にある者をもって充てる。

７　前項に掲げる者のほか、必要に応じ、対策本部長が指名する者を対策本部員とすることができる。

８　対策本部には、健康被害の拡大防止等に必要な対策及び活動を行うため、警戒本部に引き続き、対策班を設置する。

（対策本部会議）

第７条　対策本部の会議は、必要に応じ対策本部長が招集し、その議長となる。

２　対策本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

３　対策本部長は、対策本部員が会議に出席できないときは、対策本部員の指名する者を代理として会議に出席させることができる。

（庶務）

第８条　警戒本部及び対策本部の庶務は、医療衛生部健康危機管理課において行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、警戒本部及び対策本部の運営に必要な事項は、警戒本部長及び対策本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年9月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

別表１

警戒本部員

健康福祉部長	保健福祉総務課長
医療衛生部長	地域福祉課長
高齢障害部長	医療政策課長
保健所長	健康危機管理課長
保健所次長	健康保険課長
環境保健研究所長	生活衛生課長
	高齢福祉課長

別表２

健康危機の原因ごとの対策班活動要領

原因	対策班活動要領
食中毒	食中毒健康危機対策班活動要領
感染症	感染症健康危機対策班活動要領
飲料水汚染	飲料水汚染健康危機対策班活動要領
毒物・劇物	毒物・劇物健康危機対策班活動要領
その他何らかの原因	その他何らかの原因による健康危機対策班活動要領

別表３

対策本部員

総合政策局長	消防局長
危機管理監	水道局長
総務局長	病院事業管理者
財政局長	病院局次長
市民局長	会計管理者
保健福祉局長	教育長
保健医療統括監	教育次長
こども未来局長	議会事務局長
環境局長	選挙管理委員会事務局長
経済農政局長	人事委員会事務局長
都市局長	監査委員事務局長
建設局長	各区長